無配当歳満期定期保険について（大同生命）

- この保険には満期保険金・配当金はありません。

無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）について（大同生命）

- この保険には死亡保険金・高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料払込期間中の解約払戻金はありません。また、他の保険とは異なり、現金貸付（契約者貸付）や払済保険への変更はできません。

ベーシック傷害保険について（AIU）

- この保険には満期返戻金・配当金はありませんが、解約返還保険料は条件により異なります。
- 保険期間の満了・解約などにより生命保険が終了（消滅）した場合には、原則、損害保険も終了します。

＊ 被保険者とは保険の対象となる方をいいます
＊ 保険期間とは保険の契約期間をいいます

保険期間について
生命保険部分:
【無配当歳満期定期保険】
60～90歳の各歳、95歳および100歳
【無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）】
5年･10年の年満期、60歳～85歳までの所定の歳満期、終身
（契約年齢により異なります）
損害保険部分:1年（1年ごとに生命保険の満期まで自動更新）
AIUの疾病入院療養一時金保障および疾病入院医療費用保障については、更新時に被保険者の年齢が満75歳以上の場合、更新されません。

生命保険募集人・損害保険募集人について
このプランの取扱者は、大同生命の生命保険募集人であり、AIUの損害保険募集人でもあります。

- **生命保険募集人**
大同生命の生命保険募集人は、お客さまと大同生命の生命保険契約締結の媒介を行う者で、生命保険契約締結の代理権はありません。したがって、生命保険契約は、お客さまからの生命保険契約の申込みに対して大同生命が承諾したときに有効に成立します。
- **損害保険募集人**
AIUの損害保険募集人は、AIUの損害保険契約締結の代理権および告知の受領権を有しています。

※なお、このプランは、生命保険契約と損害保険契約のいずれもが成立した場合にはじめて有効となります。

◎企業保障プラン 総合型V Lタイプには、法人会に属する会員のみ加入いただけます。
また、会員が法人会を退会した場合は、次のとおりとなりますので、あらかじめ了承ください。
- 生命保険契約（無配当歳満期定期保険）は継続しますが、以後の保険料が引上げられることがあります。
- 損害保険契約（ベーシック傷害保険）は解約いただくこととなるか、継続できる場合でも、以後の保険料が引上げられることや保障内容の変更が必要になることがあります。

◎この資料は、**平成28年4月現在の商品内容・社会保障制度・税制**に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この資料は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、**「設計書［契約概要］」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」**を必ずご覧ください。
また、不明な点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

経営者大型総合保障制度 企業保障プラン 総合型V Lタイプをご契約のみなさまには次のサービスがあります。

【法人会の経営者大型総合保障制度加入者サービス】

Doctor of Doctors Network ドクターオブドクターズネットワーク
セカンドオピニオンサービスをはじめ各分野の専門医のネットワークにより、みなさまの健康ライフを支援します。
※本サービスは、大同生命保険株式会社およびAIU損害保険株式会社との提携により、ティーペック株式会社が提供いたします。

大型保障制度インターネットサービス
経営に役立つ各種情報や、契約内容照会などができる会員専用のコンテンツを用意しています。
http://www.ohgata.com/

海外アシスタンスサービス（AIU）
海外旅行中の事故や病気でお困りのとき、24時間いつでも日本語で相談いただけます。

〈上記サービスは、平成28年4月現在の内容に基づいて記載しています。今後予告なく中止または変更する場合がありますので、あらかじめ了承ください。〉

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社
本社（大阪）〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号
（東京）〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号
0120-789-501（通話料無料）
大同生命ホームページ http://www.daido-life.co.jp/

AIU損害保険株式会社
〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4
TEL 03-3216-6611
AIUホームページ http://www.aiu.co.jp/

お問い合わせは

平成28年4月改訂
A-27-1244①（平成28年1月6日）1/3 B-003797 2018-04 B83-134　帳票番号 71250 （28.3-60）DNP

平成28年4月版

企業保障プラン総合型V Lタイプ ＋ Mタイプ

企業の繁栄と社会貢献をめざす
法人会の福利厚生制度

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン 総合型V Lタイプ

・大同生命の無配当歳満期定期保険
［Lタイプ］
・AIUのベーシック傷害保険

＋

Mタイプ

・大同生命の無配当総合医療保険
（保険料払込中無解約払戻金型）
［Mタイプ］

経営者大型総合保障制度 総合型V Lタイプと総合医療保険Mタイプでさまざまなリスクから会社と経営者をお守りします!!

死亡リスク（お亡くなりになった場合）

中小企業の多くは経営者の信用と手腕で経営が成り立っているため、経営者がお亡くなりになった場合、売上が落ち込み、経営に大きな影響を与える可能性があります。

- 運転資金の不足
- 借入金の返済
- 死亡退職金・弔慰金の支払

死亡保険金を当面の運転資金や借入金返済資金に充当するとともに、ご遺族への死亡退職金の財源として活用することができます。

死亡保険金を財源に**死亡退職金・弔慰金**が支払われることにより、ご遺族の生活資金や相続税の納税資金を確保することができます。

就業不能リスク（病気やケガで働くことができなくなった場合）

病気やケガによる治療や療養のために経営者が長期間経営に携われないと、売上が減少し、運転資金や借入金返済の負担が重くなる場合があります。

- 運転資金の不足
- 借入金の返済
- 見舞金の支払

生命保険と損害保険の組み合わせによる幅広い保障により、保険金・給付金を受け取ることで、当面の運転資金や借入金返済資金に充当することができます。

保険金・給付金を財源に見舞金が支払われることにより、経営者ご自身の報酬の減少や治療費をカバーできます。

※被保険者本人が法人から受け取る見舞金は、社会通念上妥当な額であれば所得税が非課税となります。
［所得税法施行令第30条第3号、所得税基本通達9-23］

生存リスク（勇退される場合）

財源を計画的に準備していないと、十分な生存退職金を支払うことができない場合があります。
借入金で退職金を支払うと、後継者が返済に苦労することになります。

- 生存退職金の支払

解約払戻金により退職金の財源を確保することで、後継者への円滑な事業承継や老後の生活資金の確保が可能になります。

Point 安心の長期保障に資産形成機能をプラス

1 一定の保険料で最長100歳までの長期保障を確保（Lタイプ）

経営者や役員の方々に安心して仕事に専念していただける長期保障です。
しかも、保険料は保険期間中一定です。

※Mタイプは60歳～85歳までの所定の歳満期や終身、5年・10年の年満期を選択できます。

2 経過年数に応じた解約払戻金による資産形成機能（Lタイプ）

保険期間の経過に応じた解約払戻金があるため、勇退時の退職慰労金の財源の一部や経営資金として活用できます。

※解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間満了が近づくにつれ減少し、満了時には0になります。
また、ほとんどの場合、払込総保険料を下回ります。

3 業務上の事故のみならず、24時間の病気・ケガに対応

事故による治療費の実費なども保障しますので、経営者の労災保障として活用できます。
地震・噴火またはこれらによる津波の事故も保障します。

4 保険料は損金算入可能

法人が負担した保険料は一定要件のもと全額または一部を損金算入することができます。

［法人税基本通達9-3-5、国税庁法令解釈通達 平成20年2月28日課法2-3、課審5-18による］

※記載の税務取扱は**平成28年4月現在の税制**に基づくものです。今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。
また、Mタイプは契約内容によって、損金算入とならない場合があります。

ご存知ですか?

- 経営者は、一般的に労災保険の適用対象外であり、医療費が全額自己負担となるケースがあります。
- 常時雇用の従業員数が一定数以下であるなど（業種によって異なります）、所定の条件を満たせば経営者も労災保険に特別加入できますが、お一人で仕事をされている際の事故などでは、労災認定されないこともあります。

※平成25年5月31日公布、平成25年10月1日施行、健康保険の保険給付に関する事項（健康保険法第1条及び第53条の2）により、健康保険の被保険者又は被扶養者が法人の役員であるときは、法人の役員としての業務（被保険者の数が5人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって従業員が従事する業務と同一であると認められるものを除く。）に起因する疾病、負傷又は死亡に関して保険給付は行わないとされています。なお、国民健康保険の被保険者の場合、業務上の事故であっても保険給付の対象となります。（労災保険の給付対象となる場合を除く。）

幅広い保障内容は中面をご覧ください。

保障内容表 [保障のモデルコース] 1億円

■大同生命の無配当歳満期定期保険　死亡・高度障がい保険金　1億円
　AIUのベーシック傷害保険　　　　傷害死亡保険金　　　　1億円
■大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)単位入院給付金　20,000円

大同生命　①無配当歳満期定期保険
②無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)[標準型]　③無配当先進医療技術料給付特約(保険料払込中無解約払戻金型)

AIU　④傷害死亡保険金支払特約　⑤事業主費用補償特約(事業承継相談費用用)
⑥傷害後遺障がい保険金支払特約A　⑦傷害医療費用補償特約　⑧傷害入院保険金支払特約
⑨傷害手術保険金支払特約(公的医療保険準拠型)　⑩傷害通院保険金支払特約
⑪疾病入院療養一時金支払特約　⑫疾病入院医療費用補償特約　⑬地震・噴火・津波危険補償特約
⑭熱中症危険に関する特約　⑮細菌性食中毒等に関する特約
⑯傷害入院保険金および傷害手術保険金支払対象期間延長特約(730日用)　等セット

しくみ図　●記載の図はイメージであり、実際の金額・期間とは異なります。
●Mタイプは5年・10年の年満期や終身も選択できます。

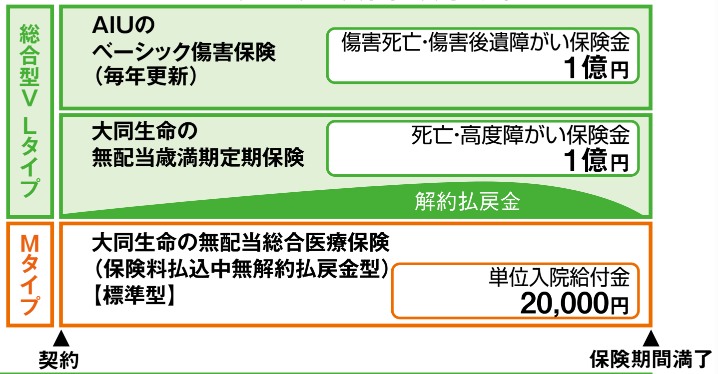

総合型V Lタイプ	事故の場合	死亡保障	①④⑬⑭⑮ 内大同生命分 内AIU分	死亡したとき ＊AIU分については、ケガ(傷害)が原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき	2億円[1億円 1億円]
	病気の場合	死亡保障	① 大同生命分	死亡したとき	1億円
	事故・病気の場合	高度障がい保障	① 大同生命分	所定の高度障がい状態になったとき	1億円
		事業承継相談費用保障	⑤ AIU分	役員退職慰労金に関する社内規定などの対象となる代表権を持つ役員の方が病気(疾病)またはケガによる死亡または高度障がいにより退職されるにあたり、事業承継に関して弁護士・税理士・司法書士などに相談などしたとき ※事由発生から6ヵ月以内が対象となります。	100万円までの実費
	事故の場合	傷害後遺障がい保障	⑥⑬⑭⑮ AIU分	ケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障がい状態に該当したとき	後遺障がいの程度により 400万円～1億円
		傷害医療費用保障	⑦⑬⑭⑮ AIU分	ケガが原因で、医師の治療を受け、その治療にかかる費用を負担したとき ※事故の日から365日以内に負担した費用が対象となります。	1回の事故につき 200万円までの実費
		傷害入院保障	⑧⑬⑭⑮⑯ AIU分	ケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に、医師による治療のため入院したとき ※お支払いの対象となる入院日数は730日を限度とします。ただし、事故の日からその日を含めて730日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。	1日につき 1.5万円
		傷害手術保障	⑨⑬⑭⑮⑯ AIU分	ケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に、医師による治療のため入院または通院し、かつ、事故の日からその日を含めて730日以内に、医師による治療のため所定の手術を受けたとき ※1事故につき、1手術に限ります。	[入院中] 15万円 [入院中以外] 7.5万円
		傷害通院保障	⑩⑬⑭⑮ AIU分	ケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に、医師による治療のため通院したとき ※お支払いの対象となる通院日数は90日を限度とします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。	1日につき 1万円
	病気の場合	疾病入院療養一時金保障	⑪ AIU分	病気により、医師が継続して5日以上の入院が必要であると診断したとき ※同一の病気につき保険期間を通じ1回を限度とします。	1回につき 5万円
		疾病入院医療費用保障(先進医療保障を含む)	⑫ AIU分	病気により、日本国内で継続して2日以上入院し、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した場合で、入院開始日から365日以内に所定の治療費用・先進医療費用・入院諸費用などを負担したとき ※先進医療費用(先進医療に要する技術料および交通費)は日帰り入院または通院の場合も対象とします。 なお、「患者申出療養」として受けた診療行為は先進医療に該当しないため、支払の対象となりません。	1回の入院につき 200万円までの実費
Mタイプ	事故・病気の場合	入院保障	② 大同生命分	事故や病気により所定の入院をしたとき ※1入院につき、支払日数は60日を限度とします。	1日につき 2万円
		手術保障	② 大同生命分	公的医療保険制度の手術料の算定対象となる所定の手術などを受けたとき(注)	[入院中] 1回につき 40万円 [入院中以外] 1回につき 10万円
		放射線治療保障	② 大同生命分	事故や病気により所定の放射線治療を受けたとき(注)	1回につき 20万円
		先進医療保障	③ 大同生命分	所定の先進医療による療養を受けたとき(注) ※給付対象となる先進医療とは、厚生労働大臣が定める先進医療に該当し、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所で受療したものに限ります。 ※厚生労働大臣が定める先進医療および施設基準は随時見直されるため、給付対象となる先進医療や施設基準に適合する医療機関は、保険期間中に変更されることがあります。具体的な先進医療および医療機関は、厚生労働省のホームページをご覧ください。	先進医療による技術料(通算して2,000万円まで)

(注)「患者申出療養」として受けた診療行為は先進医療に該当しないため、先進医療による手術・放射線治療・療養を受けたときに支払われる手術給付金・放射線治療給付金・先進医療給付金はお支払いできません。

勇退される場合

企業の資産形成をサポート

保険期間の経過に応じた解約払戻金がありますので、勇退時の退職金などに活用いただけます。

※解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれ減少し、満了時には0になります。また、ほとんどの場合、 払込総保険料を下回ります。

上記のモデル以外にも保障の組合せができますので、くわしくは取扱者にお問い合わせください。

●各保障に付されている番号は、それに対応する上記の主契約および特約を表しています。
●上表のうち、大同生命の各商品・AIUの傷害保険それぞれにおいて、複数の支払事由に該当した場合、または同一の支払事由に複数回該当した場合、保険金・給付金を 重複してお支払いできないことがあります。
●保障内容の組合せについては、所定の制限があります。詳細は取扱者にお問い合わせください。

総合型V Lタイプ ＋ **Mタイプ**

総合型V Lタイプと Mタイプなら こんな場合も保障します。

＊左記のモデルコースに加入していた場合

給付例1

車で営業中、
交通事故で対向車と正面衝突。
救急処置を施したものの、
お亡くなりになった。

死亡保障(大同生命)	1億円	死亡保険金
死亡保障(AIU)	1億円	傷害死亡保険金
合計	2億円	

給付例2

検品作業中、
フォークリフトにはさまれ膝を骨折した。
手術に加え30日間入院し、職場に復帰した。
復帰後、リハビリのために30日間通院を
続けたが、膝関節の機能障がい(第12級)が
残ってしまった。
(労働者災害補償保険 特別加入制度未加入の
場合でかつ健康保険の適用がない場合)

入院保障(大同生命)	60万円	(日額20,000円×30日)
手術保障(大同生命)	40万円	(日額20,000円×20倍)
傷害医療費用保障(AIU)	40万円	(医療実費)
傷害入院保障(AIU)	45万円	(日額15,000円×30日)
傷害手術保障(AIU)	15万円	(日額15,000円×10倍)
傷害通院保障(AIU)	30万円	(日額10,000円×30日)
傷害後遺障がい保障(AIU)	1,000万円	(1億円×10%)
合計	1,230万円	

※後遺障がいの程度に応じた保険金支払割合は、「ご契約のしおり」「約款」に記載のベーシック傷害保険 傷害後遺障がい保険金支払特約 後遺障がい等級表に記載しています。